

# 木津川市教育委員会会議録

令和元年第5回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和元年6月5日（水） 午前9時30分から午後12時30分まで

○場 所：木津川市立加茂小学校 2階 会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、  
島川担当課長、肥後文化財保護課長

## 1. 開 会 教育長 教育長あいさつ

## 2. 学校長あいさつ

加茂小学校の今年度の概要を申し上げる。児童数は、昨年度と比べて20名ほど減少しており、今年の1年生は単学級になっている。来年度はまた複学級となるが、再来年度からは、しばらく単学級となる見込みである。

子ども達の様子は、過去には生徒指導上、困難な状況もあったが、当時の先生方が尽力されたこともあり、今は生徒指導上の大きな問題は影を潜めている。個別の問題として、さまざまな支援を必要とする場合等がある。それらを含めて本校の大きな課題は学力の向上である。課題に対して、授業改善や家庭学習の定着、個別の補充学習等に着手はしているが、なかなか目に見える効果は直ぐには表れていないので、今年は学習活動以外で学力が向上するアプローチを考えている。昨日も指導主事の方々の計画訪問があり、非認知能力を高める教育活動の在り方で、何か一つに絞って一点突破でき、しかも本校が今現在、取り組んでいるもので活用できる方向性について助言をいただいた。それについて考えて実践の方向へ導いて行こうと思っている。

次に、職員は常勤と教諭を合わせて23名おり、年齢別にでは、20代、30代が多く占めている。非常に若くて元気で機動力がある。その反面、教員として社会人としての資質をまだまだ育てていかなければならないという課題もある。そういった職員の中、新学習指導要領に沿った教育活動の在り方や本校が長年大切にしてきた人権教育や働き方改革の3点については、昨年度の途中から少しずつ対応できており、また、私も指示をしている。

そのような中で、昨年度から京都府の小学校教育研究会の体育の研究協力校の委嘱を受け、いろいろと試行錯誤を繰り返しながら、この研究によってどのような児童を目指すのかということだけはブレないように取り組んできた。方向性と教職員の共

通理解を一年かけて形成し、現在は、10月31日の2年次研究協議会に向けて取り組んでいる。

まだまだいろんな課題と児童の力を伸ばす道半ばではあるので、今後ともご支援、ご指導をよろしくお願いします。

#### 【質疑応答】

教 育 長：重点的に取り組んで行くとはどういった内容か。

学 校 長：体育の研究の取り組みの中で、関わり合いということがある。子ども同士の交わりや支えあい認め合いというもので、そういったところが広がれば子ども達の中に、頑張っていこうという気持ちや、辛抱強さ、粘り強さ等が育っていくと考えている。

#### 3. 前回会議録の承認

教育長が、平成31年第4回定例会議の会議録の承認について提案があった。

委員から2ページの教育長発言で働き方改革の1年間の限度の時間数について、365時間ではなく360時間であると指摘があった。また、事務局から3ページの委員発言において「体育館で実施している」を「小学校の体育館で実施している」に修正を申し入れた。

指摘及び修正箇所を了承の上、委員より異議なく承認された。

#### 4. 議事

《議案第16号 木津川市立学校評議員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

前年度の評議員の任期が、平成31年3月31日で満了したことに伴い、市立小学校長並びに中学校長からの推薦に基づき、木津川市立小・中学校評議員の委嘱を行うもの。任期は、令和2年3月31日までである。

#### 【質疑応答】

委 員：評議委員会の開催状況はどうなっているのか。

事 務 局：学校によって回数は異なるが、よくあるケースは年度の始まりと終わりの年2回である。また、学校公開に合わせて開催している学校もある。内容は、学校の重点取組を紹介したり授業参観後の感想交流であったり学校の運営についてご意見をいただいたりする貴重な機会となっている。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第17号 木津川市立幼稚園評議員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

前年度の評議員の任期が、平成31年3月31日で満了したことに伴い、市立幼稚園長からの推薦に基づき、木津川市立幼稚園評議員の委嘱を行うもの。任期は、令和2年3月31日までである。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は無かった。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第18号 木津川市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

前年度の運営委員会委員の任期が、平成31年3月31日で満了したことに伴い、木津川市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱を行うもの。任期は、令和2年3月31日までである。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は無かった。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第19号 木津川市文化財保護審議会審議員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市文化財保護審議会審議員の任期が平成31年3月31日で満了しているこ

とに伴い、木津川市文化財保護審議会審議員の委嘱を行うもの。これまでの委員については、発足した平成20年以来、メンバーの変更はなく2年延長で更新してきた。委員については、専門員4名と各地域委員6名で構成していたが、審議会の性質上、地域委員が多いことに疑義があることから、定数10名のうち専門員を5名、地域・公募委員を5名とした。

専門委員は5名であるが考古担当委員については現在選定中である。今後は、「まちづくり・観光」に密接な関係も出てくるため新たにこの分野を専門委員に加えた。また、地域委員も見直し、4月に公募し面接を行い2名を決定した。

#### 【質疑応答】

教 育 長：専門員については、今までは4名であったのか。

事 務 局：お見込みのとおり。

教 育 長：会長の専門分野であった「考古」の後任はどうなったのか。

事 務 局：白石氏の後任は決まっていない。なお、新たな「まちづくり・観光」分野に宗田氏を考えている。

教 育 長：決まっていないということは今後を決めていくということか。

事 務 局：適任者がいたら決めていくが、現在、考古に関係する案件がないので早急に決めなければならないものではない。

教 育 長：高麗寺や恭仁宮や椿井大塚山、鹿背山城等に関しては、考古に関連してくるので、今後の課題ということか。

事 務 局：その辺りを見据えて決めていく考えである。

教 育 長：地域・公募委員は岩井氏を除いて全て代わったということか。

事 務 局：お見込みのとおり。

委 員：公募委員の方の応募動機や経歴等はどうであったのか。

事 務 局：公募委員には4名の応募があった。審査は論文審査を行い、その後、面接を行った。関河氏は、他市で文化財の嘱託職員の経験があり、大住氏は、大学で文化財を専攻されていた。

#### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第20号 木津川市歴史文化基本構想策定委員会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市歴史文化基本構想策定委員会を組織するため、木津川市歴史文化基本構想

策定委員会委員の委嘱を行うもの。委員の構成は、条例第3条にある文化財学識経験者4名、文化財に関係する団体の者1名、観光振興関係者1名、市民1名としている。委員の定数は10名となっているが、今後、策定委員会を進めて行く中で、どのような分野の方が必要かということを考えて徐々に増やしていく方向である。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は無かった。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第21号 木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

京都府立学校職員服務規程の一部改正に準じて所要の改正を行うもの。

改正点は、介護時間の制度が設けられた点である。連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で要介護者を介護するために勤務をしないことができるというもの。次に特別休暇において不妊治療休暇が新設された。また、育児時間の制度も拡充された。配偶者のいない職員や配偶者と同居しない状態にある職員等について、1日90分以内から120分に拡充となった。

なお、この改正については、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は無かった。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第22号 木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について及び議案第23号 木津川市第3子以降就園支援補助金交付要綱の一部改正について》

教育長から議事進行の関係で議案第22号と議案23号の議事日程の繰り下げを提案したところ、異議なく了承され議案第27号の後の議事となる。

《議案第24号 木津川市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則の制定に係る臨時代理について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

学校教育法施行規則第78条の2の規定による部活動指導員の任用等に関する規則を制定するにあたり、部活動指導員の報酬の予算を第2回木津川市議会定例会に上程している。6月市議会が予算が議決されてから効力を有するものであるため、議決後、速やかに施行するため教育長の臨時代理を求めるものである。

【質疑応答】

教 育 長：対象としているのはどの学校の部活動か。

事 務 局：要請があるのは泉川中学校の陸上部のコーチである。

教 育 長：他の学校はどういった状況か。

事 務 局：教員と従来の外部指導者で対応している。外部指導者だけでは大会等への引率ができないが、今回の部活動指導員は単独で大会等への引率ができるものである。

教 育 長：指導自体も単独でできるのか。

事 務 局：お見込みのとおり。

教 育 長：他の中学校から要請がないのは何故か。

事 務 局：適切な方が見つからないという理由もあるが、現在の体制で対応できていると思われる。これまでは、教員免許があるということが必須であったが、平成31年度の改正で免許取得していることが望ましいとなり、免許がなくても学校長が認めるものであれば問題がないようになった。

委 員：今回の部活動指導員となる方はどういった方か。

事 務 局：泉川中学校で数学を担当する非常勤講師である。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第25号 木津川市食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の制定について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市立の小学校、中学校及び幼稚園における食物アレルギー症状を有する児童、生徒及び園児の給食、食物・食材を扱う授業及び活動並びに宿泊を伴う校外活動等に

おける安全の確保に必要な事項を検討するため木津川市食物アレルギー対応検討委員会を設置するもの。

昨年11月に市内の小学校においてアレルギー症状を有する児童の誤食事故が発生したことを重く受け止め、アレルギー症状を有する児童が安心して安全な学校生活を送れるような環境を整備していくため、指針を定めたり研修したりするために委員会を設置するものである。

#### 【質疑応答】

教 育 長：第1回の会議はいつ頃に開催するのか。

事 務 局：委員の選任等を考慮すると6月末から7月中旬に開催したいと考えている。

#### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

#### 《議案第26号 令和元年度木津川市一般会計補正予算第1号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 〔説明〕

令和元年第2回木津川市議会定例会に提出の令和元年度木津川市一般会計補正予算第1号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620,415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,927,415千円とするもの。

歳出予算9款教育費については、補正前の額4,264,769千円に8,686千円を追加し、総額4,273,455千円とするものである。一般会計に占める教育費の割合は、14.77パーセントである。

#### 【質疑応答】

委 員：何故、山城中学校にPCB廃棄物があるのか。

事 務 局：処分するには、JESCOに登録する必要があり、登録後、処分する順番を待っていた状況である。

委 員：他の学校にはないのか。

事 務 局：他の学校にあったものを含めて山城中学校にまとめて保管していたものである。

教 育 長：今回の処分ですべて処分できるということか。

事務局：お見込みのとおり。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第27号 木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約の変更契約の締結について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業は、民間の技術力や資金調達のノウハウを活用し、空調設備を整備するため設計・施工と維持管理を一括して発注する事業である。当初契約は平成30年6月28日に木津川学校空調サービス株式会社と締結をし、平成30年11月頃に全ての整備が完了している。

平成30年度に国庫補助金事業として採択されたことにより、当該年度末に設備の引渡しを受け、事業費の約4分の3に相当する額を一括で支払いをし、残りの4分の1に相当する額と維持管理費に対する事業費を、約13年間で割賦払いをすることになっている。この割賦払いのうち、事業費の4分の1に対して金利が発生し、利率の変動に伴い変更契約を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、令和元年第2回木津川市議会定例会に契約の締結について議決を求めるものである。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は無かった。

**【採決】**

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第22号 木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について》

《議案第23号 木津川市第3子以降就園支援補助金交付要綱の一部改正について》

教育長が、関連する議案のため事務局に併せて説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱については、令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助対象期間が平成31年4月から令和元年9月までとなるため、本要綱についても同期間を対象とすること

として所要の改正を行うもの。

幼児教育が10月から無償化になることに伴い、本要綱の補助対象期間を4月から9月までとする。

また、木津川市第3子以降就園支援補助金交付要綱については、令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助対象期間が平成31年4月から令和元年9月までとなるため、私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正と併せて、本要綱の改正を行うもの。

改正した木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の部分を引用して、同じく第3子以降も適用するというもの。

10月から無償化となるため、直ちに廃止するというものではなく、今年度において9月末までの補助金を全て交付した後に廃止することとなる。

#### 【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

#### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

#### 5. 教育長報告（平成31年4月23日～令和元年6月5日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

- ・4月26日に市長初登庁及び訓示があった。
- ・5月13日に委員の任命辞令交付式があった。
- ・5月16日に山城地方教育員会連絡協議会の理事会及び定期総会があった。
- ・5月31日に京都府市町村教育委員会連合会の定期総会及び研修会があった。

#### 6. その他

##### (1) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。併せて社会福祉課から民生委員推薦会と推薦準備会の就任依頼について説明し、従前どおり就任いただくことを了承いただいた。

##### (2) 木津川市立木津小学校の外壁落下について

事務局が、資料に基づき報告した。

〔説明〕

令和元年5月12日の日曜日の14時頃、木津小学校の北校舎の北面側2階の

窓の上部モルタルの一部が剥離して、落下し散乱していた。日曜日で児童や教職員が不在であったため人的被害はなかった。

経年劣化が原因として考えられ、現場は立入禁止措置を講じ、翌日の月曜日には当該校舎の点検し、危険と思われる箇所については、全て撤去した。また、市内の小中学校及び幼稚園について、市職員による目視点検を行い危険と思われる箇所は撤去した。

今後、小中学校及び幼稚園について、調査を実施し必要な対策を講じる予定である。

### 【質疑応答】

- 教 育 長：木津小学校の危険箇所の撤去は業者によるものか。  
事 務 局：お見込みのとおり。高所作業車を使用し北校舎の全ての壁面を調査し危険と思われる箇所は全て撤去した。
- 委 員：何箇所ぐらいあったのか。  
事 務 局：大小含めて90数箇所である。
- 委 員：北校舎だけであるのか。南校舎の方が古いのでは。  
事 務 局：仕上げの工法が異なっている。現在は、他の学校も含め図面で確認している。
- 教 育 長：図面確認はいつ頃までに終わるのか。  
事 務 局：ほぼ終わっている状況である。同じ仕上げを行っている学校が何校かある。
- 教 育 長：仕上げの工法とはどういったものか。  
事 務 局：コンクリートの表面は粗いため、左官による化粧仕上げを行っている。現在は、塗装仕上げが多い。
- 委 員：木津小学校の建築年度はいつ頃か。  
事 務 局：昭和52年である。
- 委 員：マンション等は15年程度で外壁の工事等が行われる。何かあってからでは遅いので定期的に点検をしなければならないのでは。  
事 務 局：今後、長寿命化計画を策定するので、その中で点検し年次計画を定めて整備していく考えである。
- 委 員：他の学校も市職員で実施したのか。  
事 務 局：市職員で点検できる範囲で実施した。
- 委 員：市内の学校では、木津小学校、相楽小学校が一番古いのか。  
事 務 局：お見込みのとおり。
- 教 育 長：同じようにモルタル化粧仕上げを行っていることが図面で明らかになった学校は、早急に確認のうえ対応をお願いします。

(3) 図書館図書の投棄について

事務局が、資料に基づき活動状況を報告した。

〔説明〕

投棄された図書は全部で999冊。そのうち木津川市の図書は67冊で全て山城図書館のものであった。投棄された図書は、京都市をはじめ全部で13の図書館のものであった。投棄図書は、5月5日から19日にかけて木津川市や宇治田原町、宇治市で発見された。これらの日は、発見日であり投棄された日は不明である。

本市は、年に1回図書の蔵書点検を行い図書の所在を確認している。今回の本市の図書67冊に関しては、除籍済みの図書が59冊、点検不明の図書が2冊、点検前の図書が6冊であった。

今後の対策は、死角となる場所を重点的に巡回することと、張り紙をして注意喚起をしている。警察には、被害届を出す方向で調整している。

【質疑応答】

委員：除籍済みの図書が59冊あるが、通常、除籍済みの図書はどのような処理をするのか。

事務局：廃棄する図書はラベル等を剥がして処分するが、今回、投棄されていた図書はラベル等が付いたままであったので、本来は図書館にあるべき図書であった。

委員：除籍済みの図書ではないということか。

事務局：3年間連続して蔵書点検時に所在が確認できなかったため除籍処分とした図書である。

委員：今回の999冊は全てどこかの図書館の図書であるのか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：木津川市の図書館には貴重書というものはないのか。

事務局：配慮して配置しているものと思われる。

教育長が、その他事項を中断し、4校時授業の参観を提案した。

委員全員の同意により4校時授業を参観。(11時20分から12時05分)

再開(12時05分)

(4) その他

教育長がその他で説明する幼稚園バスについては、政策形成過程の案件であり、木津川市教育委員会会議規則第12条第4号の規定による秘密会を提案した。併せ

て、会議録については、事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを提案し、賛成者の挙手を求めた。

挙手全員により秘密会及び会議録を事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを決定した。

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、資料に基づき説明を行った。

(5) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(6) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、令和元年7月3日(水)午前10時から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。